

ベトナムにおける知的財産関連の 不服申立を解決するための諮問委 員会に関する詳細



大竹徳成
(弁理士)

Tilleke & Gibbins International Ltd.

Tilleke & Gibbins international Ltd. (以下、Tilleke & Gibbins) は、1890年にバンコクで設立され、バンコク、ハノイ、ホーチミン、ジャカルタ、プノンペン、ピエンチャンおよびヤンゴンにオフィス有する東南アジアを代表する総合法律事務所である。大竹氏は、2015年にTilleke & Gibbinsに加入し、バンコクにおいて、主に、明細書作成、特許権・意匠権の取得・活用、調査業務に従事する。

知的財産分野における審判は、ベトナムにおいて非常に一般的であり、年々増加している。2020年、ベトナム知的財産庁（IP Vietnam: Intellectual Property Office of Vietnam）に、23件の特許出願関連の審判、3件の実用新案出願関連の審判、31件の意匠出願関連の審判、1,281件の国内商標出願関連の審判、そして、6件の国際商標出願関連の審判、合計1,344件の審判が請求された（前年比54%増）¹。しかしながら、解決された審判事件の件数は、926件あまりであり、2019年と比較してわずか3.6%しか増加しなかった。審判事件を解決するために要する長い時間は、権利者にとって重大な問題である。審判事件は通常2～4年あまりで解決するが、複雑な審判事件は最大10年かかることもある。この理由の1つは、審判事件の解決に割り当てられる人材の不足である。

不服申立法（Law on Complaints）²は、審判手続の効率化を図るための有用な仕組みを提供し、審判手続の第2段階における審判事件の解決を支援する特別諮問委員会（special Advisory Council）を設立することを可能にした。知的財産法

¹ Appeal settlement of industrial property rights in 2020
https://ipvietnam.gov.vn/en_US/web/english/domestic-ip-activities/-/asset_publisher/ZMuTgR44COLR/content/appeal-settlement-of-industrial-property-rights-in-2020

² LUẬT Khiếu nại
<http://vbpl.vn/TW/Pages/vbpg-toanvan.aspx?ItemID=27325&KeywordKhi%E1%BA%BFu%20n%E1%BA%A1i>

の実施をガイドし、2018年1月15日に施行された通達 No. 16/2016/TT-BKHCHN³ (以下、「通達 16」という。) によって改正された通達 No. 01/2007/TT-BKHCHN⁴の項目 22.8 は、知的財産の審判事件の具体的な枠組みを示し、審判解決機関は、事件の複雑さに応じて、独立コンサルタント (Independent consultant) または諮問委員会の意見を求めることができるとしている。

この点の詳細を提供するために、2020年2月12日、ベトナム知的財産庁は、知的財産権問題における審判事件解決の諮問活動に関する規則 (以下、「規則」ともいう。) を公布する決定 No. 362/QD-SHTT⁵を発行した。新しい当該規則は、通達 16 項目 22.8 で導入された、諮問委員会および独立コンサルタントに関連する定義、機能、資格、運用指針、およびその他の事項についてより詳細に説明している。以下に、当該規則の概要を示す。

1. ベトナムにおける知的財産審判手続の概要

1.1. 審判請求人

通達 No. 01/2007/TT-BKHCHN 第 22.1 条(a)に従い、ベトナム知的財産庁の決定および通知に関連する権利および利益を有する組織および個人は、決定または通知が、法律に合致せず、かつ、自己の合法的な権利および利益に直接影響を及ぼしていると考えられる理由を有する場合、審判を請求することができる。

1.2. 審判請求の対象

請求人は、ベトナム知的財産庁の通知／決定に対して審判を請求することができる (通達 No. 01/2007/TT-BKHCHN 第 22.1 条(b) (通達 16 で改正)) 。

³ Circular No: 16/2016/TT-BKHCHN
<https://ipvietnam.gov.vn/documents/20195/702193/5.+Circular+16.2016.doc/10e75563-a4d4c3f-a285-cf239585cca1>

⁴ Circular No. 01/2007/TT-BKHCHN
<https://ipvietnam.gov.vn/documents/20195/1084214/CIR+No%5B1%5D.01%2707+BKHCHN%2883%29.doc/38cb2e28-cfe9-4af2-bc2f-99994ced91f8>

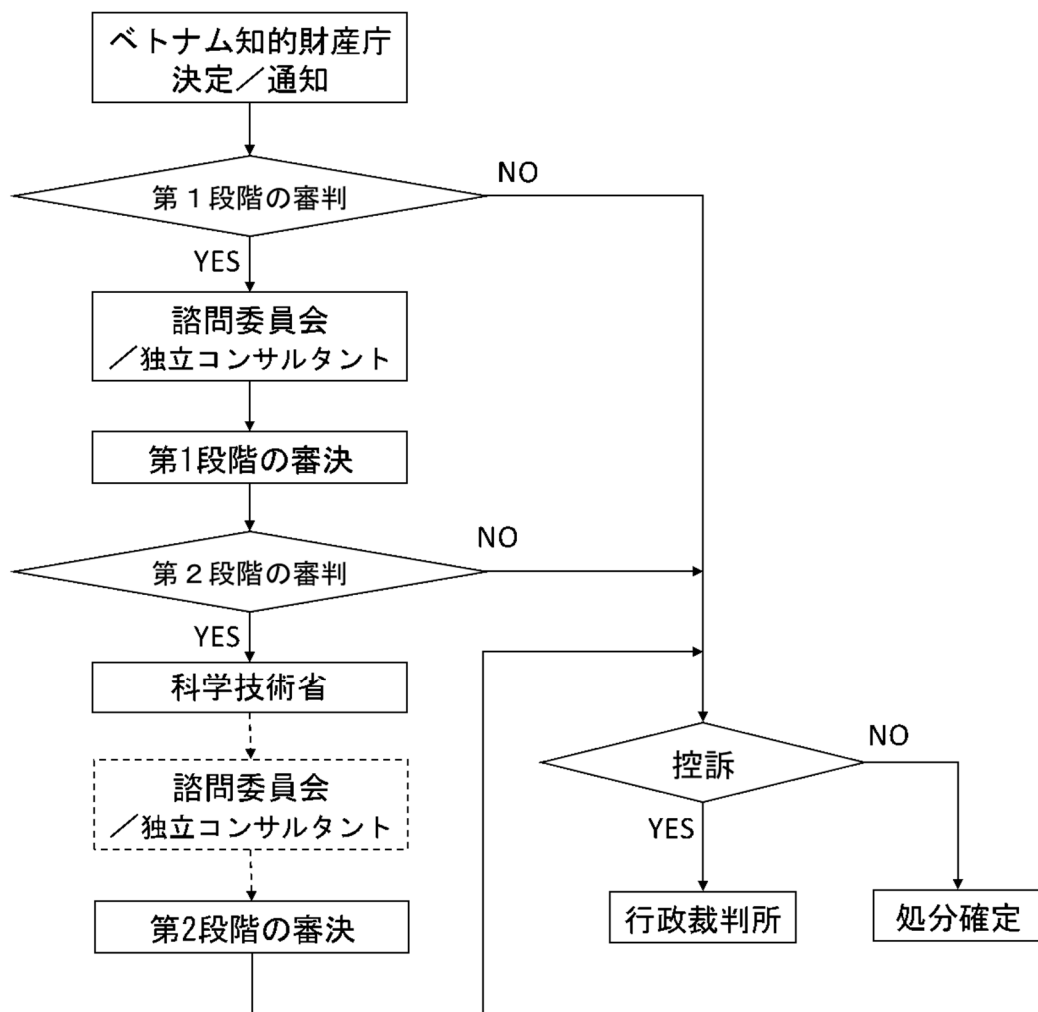
⁵ Decision No. 362/QD-SHTT
<https://www.ipvietnam.gov.vn/documents/20195/855679/QD362.pdf/d1679143-8d09-4c48-9c8b-0bef6517a08d>

1.3. 審判手続

ベトナムでは、不服申立手段として、裁判所に訴訟を提起することができるだけでなく、2段階の審判制度が採用されている。例えば、以下のとおりである。

- 第1段階の審判：審査官の拒絶の決定に不服がある場合、出願人は、拒絶査定不服審判をベトナム知的財産庁の長官に請求することができる。
- 第2段階の審判：第1段階の審判の審決に不服がある場合、出願人は、ベトナム知的財産庁の直接の監督機関である科学技術省大臣に第2段階の審判を請求することができる。

後述するように、規則第5条によれば、諮問委員会と独立コンサルタントは、ベトナム知的財産庁での第1段階の審判のために出頭することができる。ただし、諮問委員会と独立コンサルタントが科学技術省での第2段階の審判に関与できるのか否かは規則に規定されていない。



1.4. 審判が終了するまでの時間

不服申立法第28条によると、第1段階の審判の終了までの期間は、審判請求が受理されてから30日以内である。複雑な事件である場合、この期間は延長される可能性があるが、審判請求が受理されてから45日を超えることはできない。

遠隔地の場合、審判の終了するまでの期間は、審判請求が受理されてから45日である。複雑な事件の場合、当該期間は延長される可能性があるが、審判請求が受理されてから60日を超えることはできない。

しかしながら、実際には、ベトナム知的財産庁の人材不足により、審判手続は常時2~4年以上に延長される。審判手続が7~8年続くことも珍しくない。ある事件では、出願人自身の商標の存続期間が満了した後、出願人が商標権を取得できたこともある（商標の最初の期間は出願日から10年であるため、審判手続が長い時間を要する場合、商標が最初の10年を経過した後に付与される可能性がある）。

このような状況下で、知的財産権の問題における審判事件解決の諮問活動に関する規則の施行は、複雑な審判事件を解決する人材および専門知識を柔軟に提供することにより審判手続を加速することが期待される。

2. 知的財産権の問題における審判事件解決の諮問活動に関する規則の概要

2.1. 諮問内容

審判事件の対象は広範囲であり、審判事件の対象すべてが諮問活動の対象となるわけではない。具体的は、諮問活動は以下のもののみを対象としている。

- 1) 知的財産権の登録出願を出願する権利
- 2) 知的財産権の対象の登録可能性
- 3) 知的財産権の保護の範囲
- 4) 知的財産権に関連する悪意・不正競争の行為を特定する方法
- 5) 審判請求人によって提供された証拠の性質および意見に対するその適切性の評価
- 6) ベトナム知的財産庁の長官が決定したその他の内容

2.2. 知的財産諮問活動の形態

事件の性質と具体的な内容に応じて、ベトナム知的財産庁の長官は諮問委員会を設置するか、独立コンサルタントに相談するかを決定する。

「諮問委員会」とは、ベトナム知的財産庁の長官によって設立された委員会であり、審判事件の解決の過程で法律上および技術上の問題と解決策についてベトナム知的財産庁の長官に助言する。その構成員には、以下に定義する独立コンサルタント、その他の適切な専門知識を持つ個人が含まれる。

「独立コンサルタント」とは、ベトナム知的財産庁の長官が認めた知的財産権専門家および（適切な専門家がない場合）その他の者から選ばれた専門知識を有する者をいう。

現在まで、2018年5月25日付の決定 No. 1485/QD-SHTT⁶に基づいて発行された68人の独立コンサルタントのリストを除いて、公に閲覧できる独立コンサルタントのリストは存在しない。審判事件解決の諮問活動に関する規則は、誰が独立コンサルタントとなり得るのかという点については特に言及していない。しかしながら、上述した独立コンサルタントのリストから、これらの専門家には、ベトナム知的財産庁の管理職・職員、科学技術省の検査官、知的財産事務所の代表者、およびその他の関連当局の職員が含まれている。

2.3. 諮問委員会の構成

諮問委員会は、ベトナム知的財産庁の長官の決定のたびに設立され、それぞれの審判の内容と性質に応じて、5人から7人の構成員で構成され、議長、副議長、および独立コンサルタント、その他の構成員が含まれる。ベトナム知的財産庁の Enforcement and Appeal Division の職員が諮問委員会の事務局を務める。

諮問委員会の構成員の責務は次のとおりである。

- 1) 議長は、諮問委員会の会議日程を決定し、諮問委員会の運営の議長を務め管理し、諮問委員会の構成員にタスクを割り当て、諮問委員会の議事録およびその

⁶ Decision No. 1485/QD-SHTT
<https://www.ipvietnam.gov.vn/noip/resource.nsf/vwResourceList/45A1E2C9581A843A47258298003D98F4/1485%20QD.pdf>

他の関連文書に署名し、審判事件の解決のための計画を提案する一般的な責任を負い、請求人・被請求人・利害関係人と直接話し合いを行うようにベトナム知的財産庁に要求し、そして、必要に応じて、法律に従って、複雑な審判および複数請求人の審判については現地調査等を実施する。

2) 副議長は、議長が不在の場合、議長の責務と権限を履行し、会議の結果を議長に報告する。また、副議長は、会議中に諮問委員会のタスクを指揮および実施する際に議長を補助する。さらに、副議長は、議長が任命されるごとに、諮問委員会の構成員をチェックし、構成員にタスクを実行するように促す。なお、副議長も、諮問委員会の構成員の責務と権限を実行する。

3) 他の構成員は、召喚された場合に諮問委員会の会議および活動に参加し、諮問委員会の責任の範囲内で問題を提起・議論・投票する権利を有し、その意見に責任を持ち、その意見を留保する権利も有する。

審判事件解決の諮問活動に関する規則によると、会議は諮問委員会が設けられた日から 15 日以内にベトナム知的財産庁で開催される。しかしながら、最近の Covid-19 の感染状況などにより、オンライン会議が受け入れられるか否かは明らかではない。

独立コンサルタントは、ベトナムの法律および慣行に従い、審判事件について、率直に、主観的に、そして公正に意見を述べる義務がある。

2.4. 知的財産の審判事件を解決する効果的な方法は？

審判事件解決の諮問活動に関する規則によれば、ベトナム知的財産庁は、ベトナム知的財産庁における第 1 段階の審判について、諮問委員会および独立コンサルタントを設立し、助言を求めることもできる。これにより、審判審理期間を短縮しながら、合理的で道理にかなった判断を下すことが期待される。ただし、科学技術省における第 2 段階の審判に諮問委員会および独立コンサルタントが関与するかどうかは、規則に示されていない。

また、前述のとおり、諮問委員会はベトナム知的財産庁の長官によって設置される。出願人／商標所有者はベトナム知的財産庁が事件の検討と解決に十分な専門知

識を持っていない可能性があると考えた場合、出願人／商標所有者がベトナム知的財産庁の長官に諮問委員会の設置を要求できるかどうかは不明である。さらに、出願人／商標所有者には諮問委員会そして自分達が公正かつ正確な意見を持っていると考える独立コンサルタントを選択する権利がない。私見ではあるが、出願人／商標所有者は審決による直接影響を受ける権利を有することから、出願人／商標所有者は少なくとも諮問委員会の設置を要求する権利を有する必要があり、さらに、諮問委員会と独立コンサルタントの選択に関する意見を共有すべきである。

上記の課題はあるが、審判事件解決の諮問活動に関する規則は、近い将来ベトナムの知的財産実務家と知的財産所有者の審判事件解決を効率的に導くことが期待されるしかしながら、実際には、知的財産の審判事件を解決するために諮問委員会や独立コンサルタントが召喚された事例はまだ聞いたことがない。過去2年間のベトナムにおけるCovid-19感染状況により、規則の実施が遅れている。代って、2020年に科学技術省は、第2段階の審判に続いて、出願人との対話を行った。実績として、知的財産庁の代表者は、知的財産権の確立手続に関する24件の事件に関連して、科学技術省の検査官により開催された対話に出席した⁷。

2.5. ベトナムにおいて審判請求する際の出願人／商標所有者に対する提案

ベトナムでは、知的財産の審判事件の解決のための諮問委員会の仕組みはまだ実現されていないという事実を踏まえ、審判事件を可能な限り短時間でより適切に処理および解決するために、知的財産の出願人／商標所有者に次の事項を提案する。

- ベトナムでの知的財産実務に携わった経験のある知識豊富な知的財産の代理人に助言を求めること
- 審判事件が関与している事業部門に最も関連性の高い情報を、知的財産の代理人とベトナム知的財産庁に積極的に提供すること

⁷ Appeal settlement of industrial property rights in 2020
https://ipvietnam.gov.vn/en_US/web/english/domestic-ip-activities/-/asset_publisher/ZMuTgR44COLR/content/appeal-settlement-of-industrial-property-rights-in-2020

知的財産の代理人、ベトナム知的財産庁、そして諮問委員会・独立コンサルタントは、彼らの判断に影響する特有の知識を有していない可能性があるからである。

- 事件に関係する特定の問題について専門家の意見を積極的に求め、参照情報および審判に対する出願人／商標所有者の主張として、審判手続中にそれらをベトナム知的財産庁に提供すること

多くの場合、一流の学者や関連当局の専門家の意見は、審判の主張にさらなる重みを与えることができる。

長期的には、ベトナムにおける知的財産の審判事件の解決システムは、経済の急速な発展と知的財産の出願人／商標所有者の合法的な要求に追いつくために改善される必要がある。審判事件解決の諮問活動に関する規則は、効果的かつタイムリーに適用されれば、そのような改善に大きく貢献するであろう。

【ソース】

- ・ベトナム知的財産庁 (IP Viet Nam)

<https://ipvietnam.gov.vn/en/web/english/home>

- ・ベトナム法律データベース (GIỚI THIỆU CƠ SỞ DỮ LIỆU QUỐC GIA VỀ PHÁP LUẬT)

<https://vbpl.vn/pages/portal.aspx>

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)